



# 佐賀県公報

平成20年  
8月29日  
(金曜日)  
第13080号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生

(三三八・生産者支援課) 一

○保安林予定森林

(三三九・森林整備課) 一

### 公安委員会事項

◎暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則

の一部を改正する規則 (規則・九) 一

◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

正誤 (規則・一〇) 二

○平成二十年一月十八日付け佐賀県公報第一三〇〇六号中訂正

(道路課) 二

## ○ 告 示

◎佐賀県告示第三百三十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十年八月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

千代田町加入区

◎佐賀県告示第三百三十九号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
平成二十年八月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市・杵島郡白石町・嬉野市・武雄市(以上三市一町国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに係市役所及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

## ○ 公安委員会事項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

佐賀県公安委員会

●佐賀県公安委員会規則第九号

委員長 山口久美子  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則(平成四年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三十条」を、「第三十条及び第三十条の三」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十九日

佐賀県公安委員会

委員長 山口久美子

●佐賀県公安委員会規則第十号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に規定する事務の項中

第31条第1項	県暴力追放運動推進センターの指定
第31条第6項	県暴力追放運動推進センターの指定の取消し

を

第30条の4 損害賠償請求等の妨害に対する防止命令

第30条の5第1項 暴力行為の賞揚等に対する禁止命令

第30条の5第2項 暴力行為の賞揚等に対する禁止命令の取消し

第32条の2第1項 県暴力追放運動推進センターの指定

第32条の2第6項 県暴力追放運動推進センターの指定の取消し

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 正 誤

平成二十年一月十八日付け佐賀県公報第一三〇〇六号中訂正

頁	箇所	誤	正
2	上段 右から二〇行目	二二'二九七・二一	二二'三三三三・二一

購読料 一か年三二,二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年八月二十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社